



令和7年10月15日

奈良労働局長
石崎 琢也 殿

奈良地方最低賃金審議会
会長 下山 朗



奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年8月8日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

記

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第2号）

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、
産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第3号）

奈良県自動車小売業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第4号）